

暴力団等不当介入事案対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、暴力団、暴力団関係者（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）から不当介入を受けた場合の対応について、請負者だけではなく、下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）等工事関係者が連携して対応することにより、暴力団等の不当な介入を排除し、公共工事の適正な履行の確保に資することを目的として作成したものである。

2 不当介入の定義

このマニュアルにおいて「不当介入」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力又は脅迫行為
- (2) 正当な理由無く面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により、恐怖又は嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 書面、街宣活動等により工事関係者の業務を妨害するおそれのある行為
- (5) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により、物品の購入を要求する行為並びに金品及び権利を不当に要求する行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

3 対象となる事業

愛媛県が発注する建設工事及び建設工事に関する調査・測量・設計業務（以下「県工事等」という。）

4 報告の方法

暴力団等の不当介入事案が発生した場合は、以下の方法により速やかに報告等を行う。

(1) 基本的な報告

- ① 不当介入を受けた下請負人は、「不当介入事案報告書」（別紙様式）を作成し、県工事等の請負者に報告を行う。
- ② 報告を受けた請負者は、記載内容等の確認を行ったうえで、「不当介入事案報告書」により発注者に報告するとともに、県工事等の施工箇所の所轄警察署へ届出を行い、その対応についての助言・指導を受ける。
- ③ 請負者は、不当介入事案の内容について、関係者への周知を図る。
- ④ 請負者が不当介入を受けた場合は、前記②、③の例による。
- ⑤ なお、請負者が前記②又は④の報告及び届出を怠った場合は、入札参加資格停止が行われることがあるので、留意すること。
- ⑥ また、下請負人が前記①の報告を怠った場合も、請負者及び下請負人に対して入札参加資格停止が行われることがあるので、留意すること。

(2) 緊急時の報告

- ① 不当介入者が暴れたり居座ったりして対応に苦慮する場合は、不当介入を受けた者は、県工事等の施工箇所の所轄警察署へ連絡し、警察官の出動要請を行うとともに、その対応の指示を仰ぐ。
- ② 現場での対応が完了したら、前記(1)に基づき報告及び届出を行う。

(参考)

○愛媛県建設工事入札者心得

29 県工事の施工にあたり、暴力団、暴力団関係者（暴力団員等及び暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等から不当介入を受けた場合は、直ちに県に報告（下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）にあっては、請負者に報告）し、警察への届出を行うこと。県への報告及び警察への届出（下請負人にあっては、請負者への報告）を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。

不当介入事案報告書

発生日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分			
対応者 (商号又は名称・氏名)				
不当介入者	住所			
	氏名	(歳)		
	職業			
	団体名		電話番号	
	同伴者			
内容				
措置				
備考				

